

落書き禁止



No graffiti 没有涂鸦

令和2年7月

「豊島区落書き行為の防止に関する条例」が施行されました。



TOSHIMA
CITY

豊島区



豊島区落書き行為の防止に関する条例とは？

落書き行為の防止

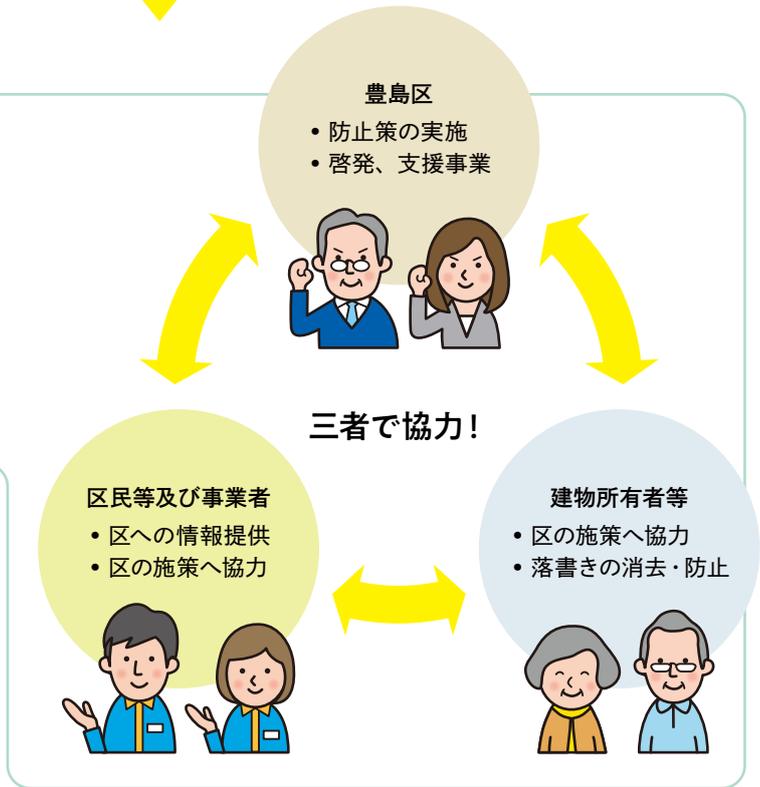
落書きは“オールとしま”で防止します！

安心・安全なまち としま は、「落書き行為をしない、させない、許さない」の考えのもと、落書きを許しません！迷惑な落書き行為はやめましょう！

落書き行為の禁止

落書き行為をすると、**10万円以下の罰金**となります。

違反！



豊島区落書き行為の防止に関する条例 Q & A

Q1 落書き行為とは何ですか？

A 公共施設や他人の所有物に対して、公衆の目に触れるような箇所に、みだりに文字や模様を描く行為をいいます。

Q2 なぜ落書きがいけないのですか？

A 落書きは、まちの美観を損ね、不快感を与えるだけでなく、治安の悪化の原因にもなります。まちの美観と治安向上を図るために本条例で落書きを禁止しています。

Q3 刑法の規定がありますが、なぜ条例を制定するのですか？

A 落書き行為は、刑法の器物損壊罪に抵触する可能性があります。これは、被害者等の告訴がないと罰することができません。本条例は、被害者等以外の者からの告発によっても起訴することが可能となります。

Q4 落書き行為に対して罰則はありますか？

A 10万円以下の罰金が科されます。
[参考] 奈良県 10万円以下の罰金

Q5 落書きがされたのですが、私たちにできることはありますか？

A 区では、落書き被害を受けた区民の方へ、落書き消去剤等の貸与を行っております。詳しくは、次のページをご覧ください。

[お問い合わせ]

豊島区 環境清掃部 環境保全課

TEL. 03-3981-2690 (直通)

FAX. 03-3980-5134